

下呂市街なみ環境整備事業の流れ

補助を受けたい方

事前相談

①交付申請書の提出

③事業着手
※交付決定後

変更（廃止）の申請
※事業の変更又は廃止の申請
（必要な場合のみ）

④事業完了
実績報告書の提出

⑥補助金の交付請求書の提出

⑧補助対象となった
建築物等の適正管理
保守期限 建築物：10年
建築設備等：5年



下呂市

事業説明

②審査・交付決定
協定内容等に適合しているか？必要な条件を付けるか？※専門家の意見等も確認し、審査を行います。

審査・変更（廃止）の承認決定
※変更や廃止の申請があった場合、再度審査を行います。

⑤実績報告の内容確認・交付額の確定
※実績確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合もあります。

⑦補助金の交付

⑨補助金交付後、⑧に適合しない場合、補助金の全部又は一部の返還を請求します。